

～都市マス見直し作業経過のお知らせ～

（その4）

足寄町では昨年度より「足寄町都市計画マスターplan」の見直しに向けた作業を行っております。今回は前回に続き作業経過等をお知らせいたします。

★都市マス「地域別構想」案の概要

地域別構想

- 市街地ゾーンを次の7地域に区分して、地域別構想を設定します。

＜地域区分＞

「旭町地域」	「西地域」	「南・栄町地域」	「北地域」
「中央地域」	「下愛冠地域」	「郊南・共栄地域」	

地域区分図 別紙1

【旭町地域】

＜現状と課題＞

- 安全・快適な住環境を確保するため、利別川・足寄川の氾濫に備えた防災対策の推進や道路整備のあり方についての検討が必要となっています。
- 広域観光ルートにおける足寄市街地の出入口であることから、観光案内や道路・街並み景観の向上が必要となっています。
- 生涯学習館は、歴史・文化等の学習活動をはじめ各種交流の拠点であるため、水害等の防災対策の充実・強化が求められます。
- 木材工場等が立地している工業関連業務地は、地場産業の振興とともに隣接住宅地に対する配慮が求められます。

＜将来像＞

郷土愛を育むとともに、観光地とのつながりを意識したまちづくりの推進

「歴史・文化・観光をつなぐ ふれあいのまち」

旭町地域のまちづくり方針図（案） 別紙2

【西地域】

＜現状と課題＞

- ・土砂災害の危険個所が存在しており、自然と調和した良好な住環境を維持・保全するために、防災対策の推進が必要となっています。
- ・避難路を確保するため、地域内の生活道路の改修・整備の検討推進が求められています。
- ・里見が丘公園の機能充実・魅力アップを図り、さらなる利用を推進する必要があります。

＜将来像＞

自然・教育・文化スポーツを通じふれあい交流するまちづくりの推進

「自然とふれあい、豊かな心と健康を育むまち」

西地域のまちづくり方針図（案） 別紙3

【南・栄町地域】

＜現状と課題＞

- ・良好な住宅地が形成されていますが、これからも子育てしやすい安全で快適な居住環境・教育環境の維持・向上が求められています。
- ・利別川の氾濫に備えた防災対策の推進や道路整備のあり方について検討が必要となっています。
- ・国道沿いは市街地のゲートゾーンとして景観形成が望まれています。

＜将来像＞

子育てしやすい教育環境と安全な住環境を創出するまちづくりの推進

「子育てしやすい、住みよいまち」

南・栄町地域のまちづくり方針図（案） 別紙4

【北地域】

＜現状と課題＞

- ・区画整理事業により、道路・公園等の都市基盤が整備され、良好な住環境が形成されていますが、今後も安全・快適な住環境を確保するため、利別川の氾濫に備えた防災対策の推進が必要となっています。
- ・工業地については、子どもセンター、公営住宅などの公共施設が立地していることや、災害に対して比較的安全性が高い地域であることなどから、住宅地への土地利用転換が求められています。

＜将来像＞

互いに助け合い、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりの推進

「安心して暮らすことのできる福祉のまち」

北地域のまちづくり方針図（案）

別紙5

【中央地域】

＜現状と課題＞

- ・あしょろ銀河ホール21周辺は、町民生活を支え町内外の交流に寄与する中心生活拠点として、商業機能及び観光案内、景観形成を推進し、魅力的な空間を創出することが必要となっています。
- ・土地区画整理事業により良好な住宅地が形成されていますが、一部エリアにおいては水害の防災対策の推進が必要となっています。
- ・地域の東側エリアには足寄町役場、足寄消防署、町民センター等の公共施設が集積し、本町の行政サービスの拠点となっています。

＜将来像＞

都市機能が集積する中心市街地として魅力向上を図るまちづくりの推進

「中心市街地の賑わいと活力の感じられるまち」

中央地域のまちづくり方針図（案）

別紙6

【下愛冠地域】

＜現状と課題＞

- ・土砂災害の危険区域があり、良好な住環境を維持・保全するために、防災対策の推進が必要となっています。
- ・避難路の確保や住民にとって重要な生活道路の改修・整備の推進が求められています。
- ・下水道未整備の地区は整備推進が求められています。

＜将来像＞

安全で快適な住環境を創出するまちづくりの推進

「安全・快適に暮らすことのできるまち」

下愛冠地域のまちづくり方針図（案）

別紙7

【郊南・共栄地域】

＜現状と課題＞

- ・地域資源を活用した工業施設や交通利便性を生かした流通業務施設の誘致を推進し、本町の産業振興を図るとともに、就労の場を創出することが求められています。
- ・札幌・帯広・本別方面からの玄関口であることから、足寄IC周辺をはじめ国道沿線の景観の充実が求められています。
- ・企業活動をはじめ、就労者や住民生活にとって重要な生活道路の整備が必要となっています。また、下水道整備も望まれています。

＜将来像＞

産業の振興とホスピタリティあふれる景観を形成するまちづくりの推進

「足寄の活力と美しさを感じられるまち」

・郊南・共栄地域のまちづくり方針図（案）

別紙8

★都市マス「実現化方針」案の概要

実現化に向けて～基本的な考え方～

- ・都市マス全体構想に示したまちづくりの目標を達成するためには、目指す将来都市構造の実現に向けて、計画的かつ速やかに具体化に向けた取組みが必要になります。
- ・市街地については、災害防止に努めるとともに、コンパクトかつ安全な市街地形成を目指します。
- ・郊外（用途地域外）については、森林の保全や良好な自然景観の形成に努め、また周辺の自然環境との調和を図りつつ、農業の振興と農地の保全に努めます。
- ・これらの状況を踏まえて、足寄町における都市計画の将来像「住みたいまち 住み続けるまち 足寄」の実現を目指します。

市街地整備実現化方針図（案） 別紙9

★足寄町都市計画マスタープラン（案）の公開・閲覧

- ・足寄町では、都市マス（案）を足寄町ホームページで公開しております。また、足寄町役場建設課（2階カウンター）でも閲覧ができます。
- ・都市マス（案）の内容について不明な点や質問等がある場合は、下記の期間・場所において担当者が説明を致します（時間によっては、お待ち頂く場合がありますのでご了承願います）。

＜都市マス（案）の説明期間・場所＞

日時 令和元年11月1日から29日(土日祝日を除く)

午前9時から午後5時まで

場所 足寄町役場(2階) 建設課建設室 管理都市計画担当

★足寄町都市計画マスタープラン（案）へのご意見など

- ・都市マス（案）について、みなさまのご意見をお寄せください。
- ・別紙の「足寄町都市計画マスタープラン（案）への意見提出」用紙（別の様式でも可能です）に ①住所、②氏名、③電話番号、④電子メールアドレス、⑤「都市マス（案）」へのご意見を明記の上、郵送か持参のいずれかで、下記の意見までご提出ください。
※別紙「意見提出用紙」はコピーして使用するか、足寄町役場のホームページからダウンロードして下さい。また、役場2階（建設室）でも配布しております。
- ・なお、電話や来庁による口頭での意見には対応することができませんのでご了承願います。

意見の募集期間 令和元年12月2日（月）から12月20日（金）まで

意見の提出先

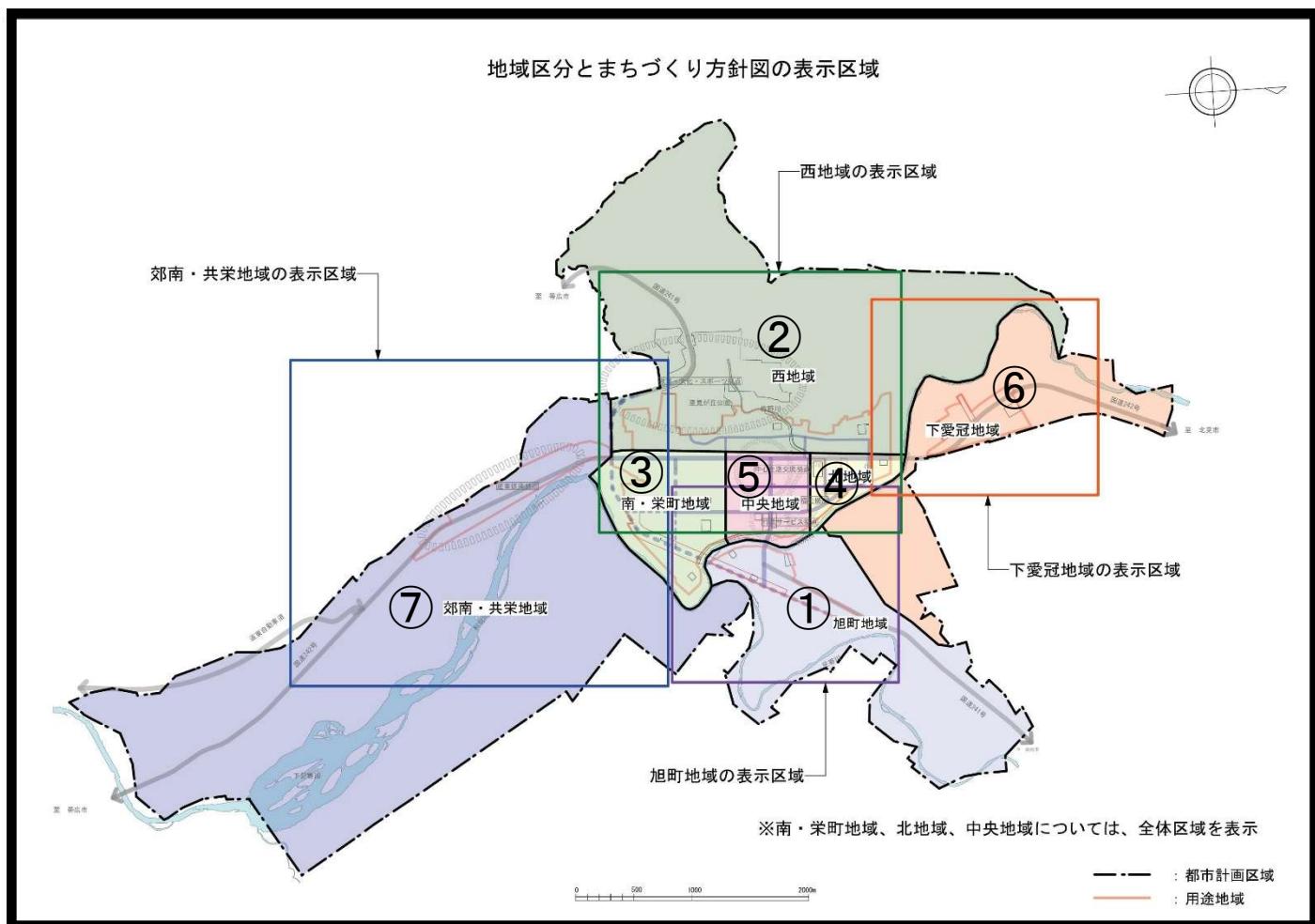
【郵送】 〒089-3797 足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1
足寄町役場 建設課 建設室 管理・都市計画担当 宛

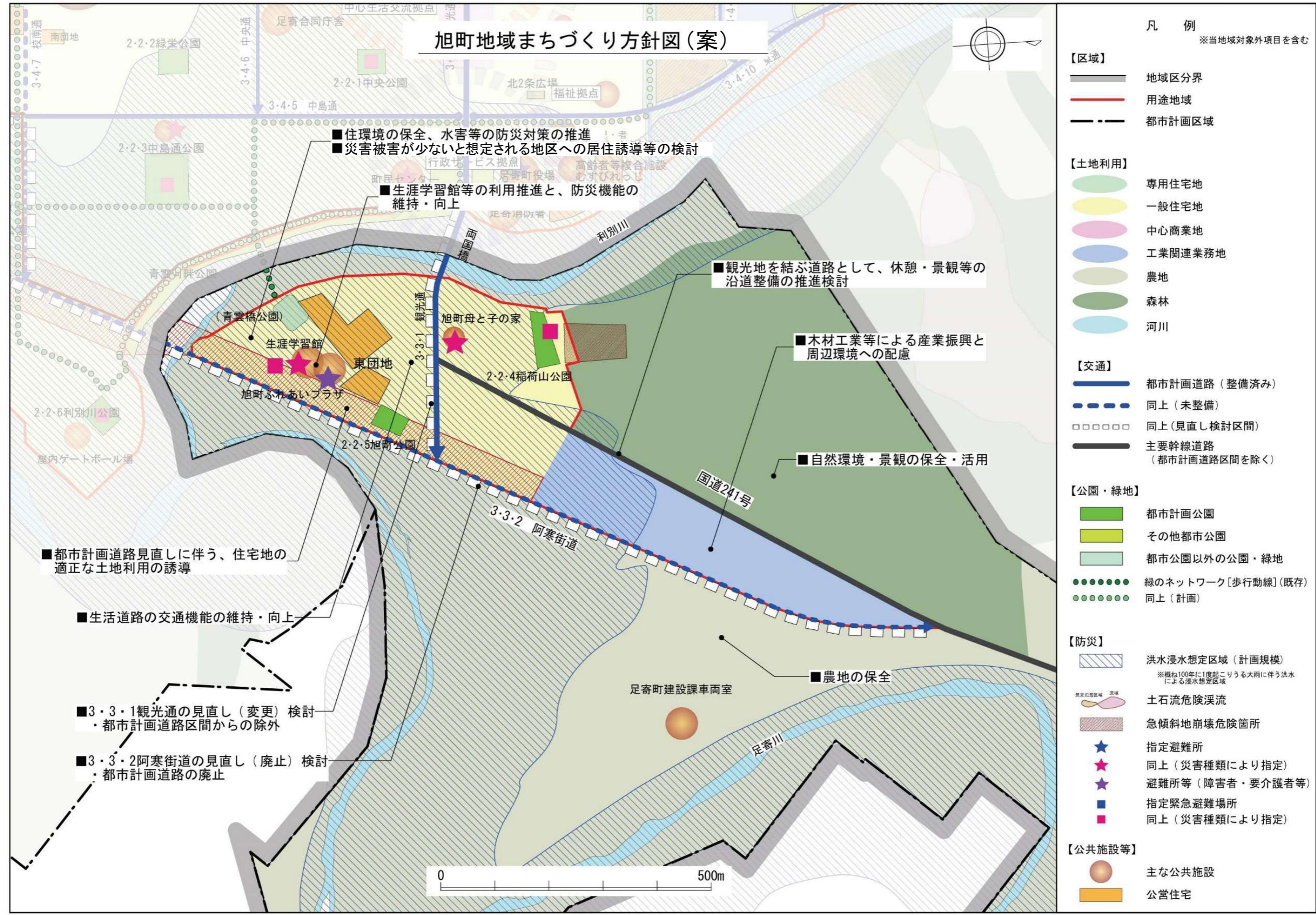
【持参】 足寄町役場 建設課 建設室 管理・都市計画担当
(役場2階) 平日午前9時から午後5時まで

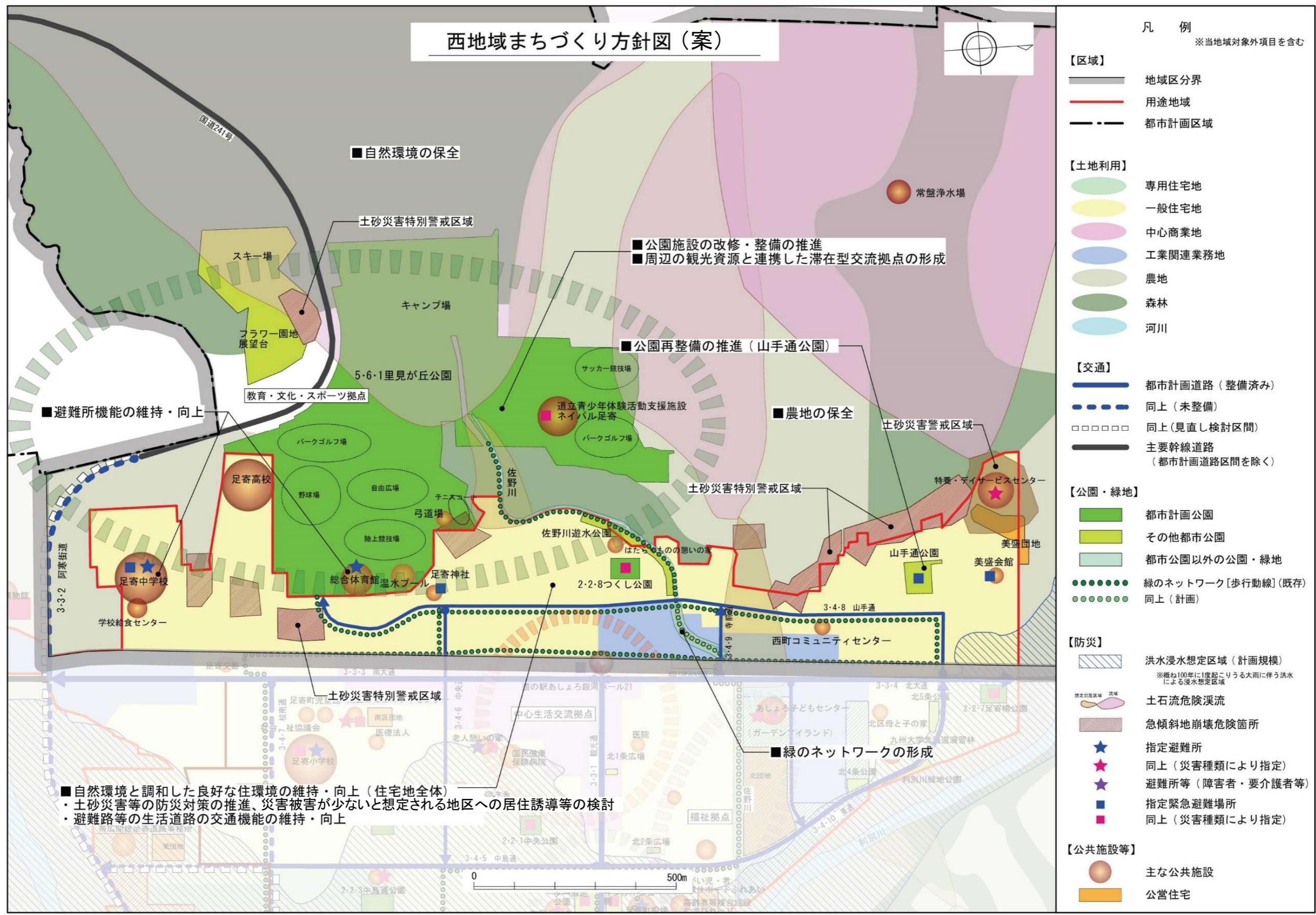
お問い合わせは、足寄町建設課建設室管理・都市計画担当
(電話0156-25-2141(内線372)までお願いします。

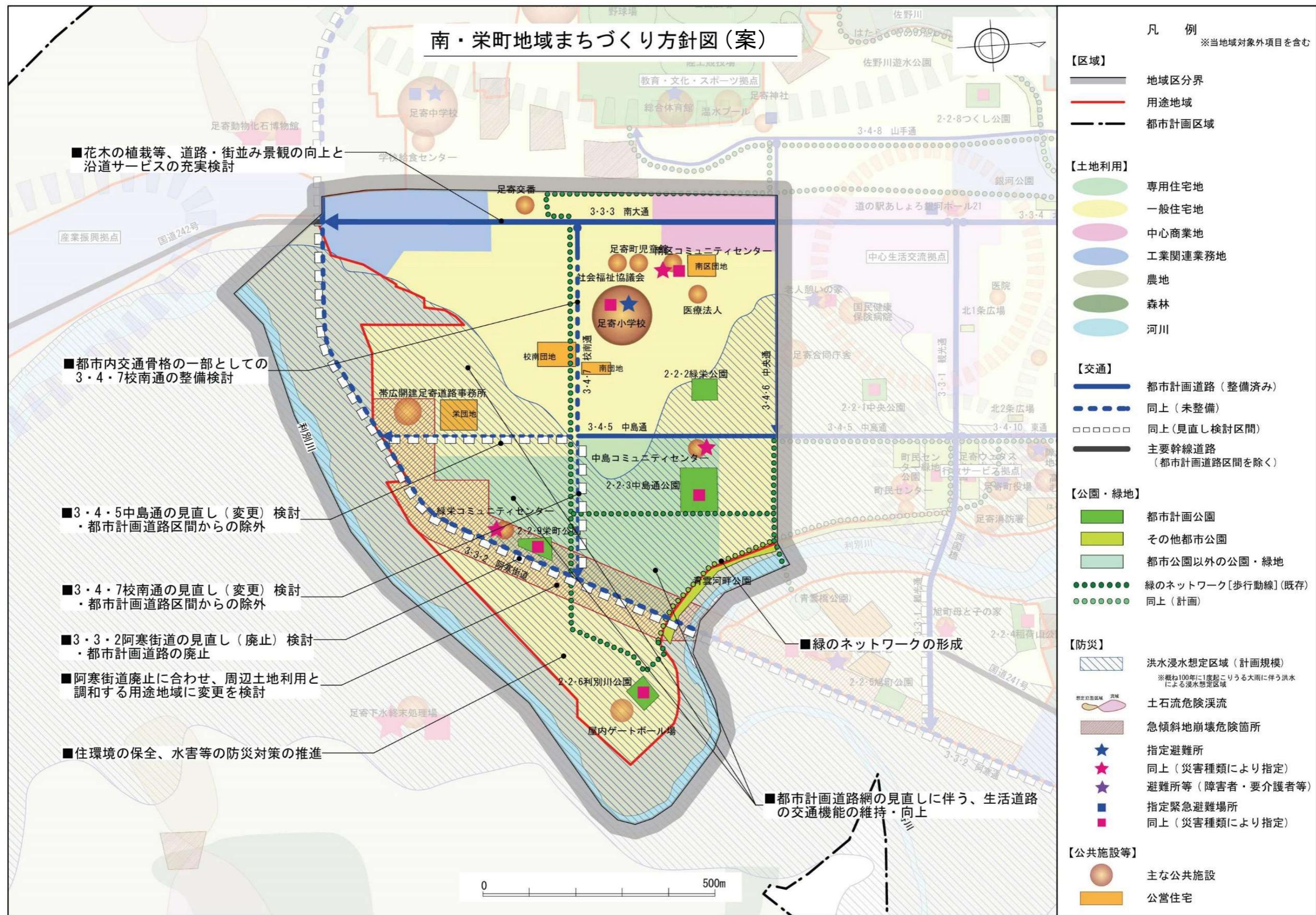
地域区分図

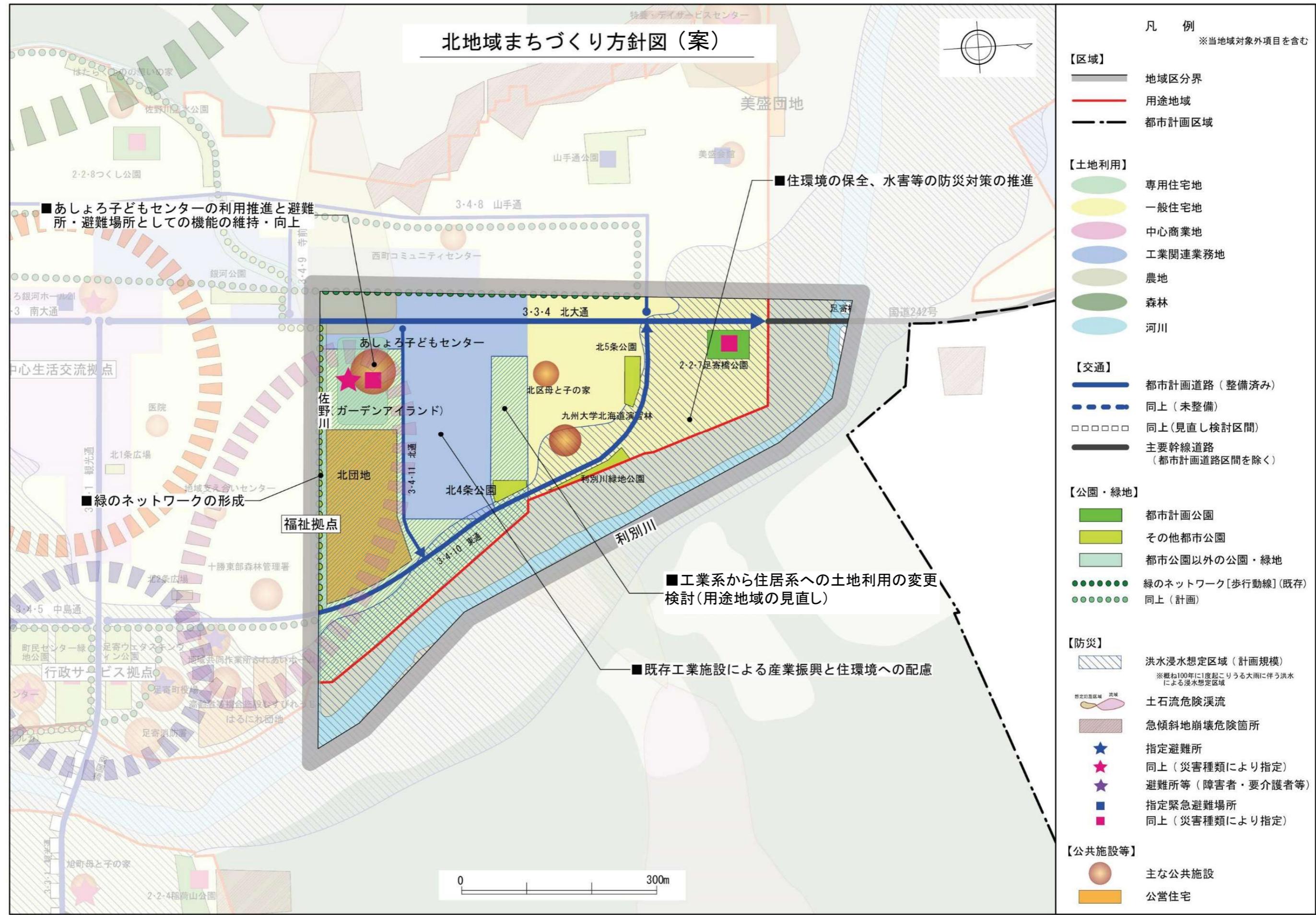
- ① 旭町地域
- ② 西地域
- ③ 南・栄町地域
- ④ 北地域
- ⑤ 中央地域
- ⑥ 下愛冠地域
- ⑦ 郊南・共栄地域

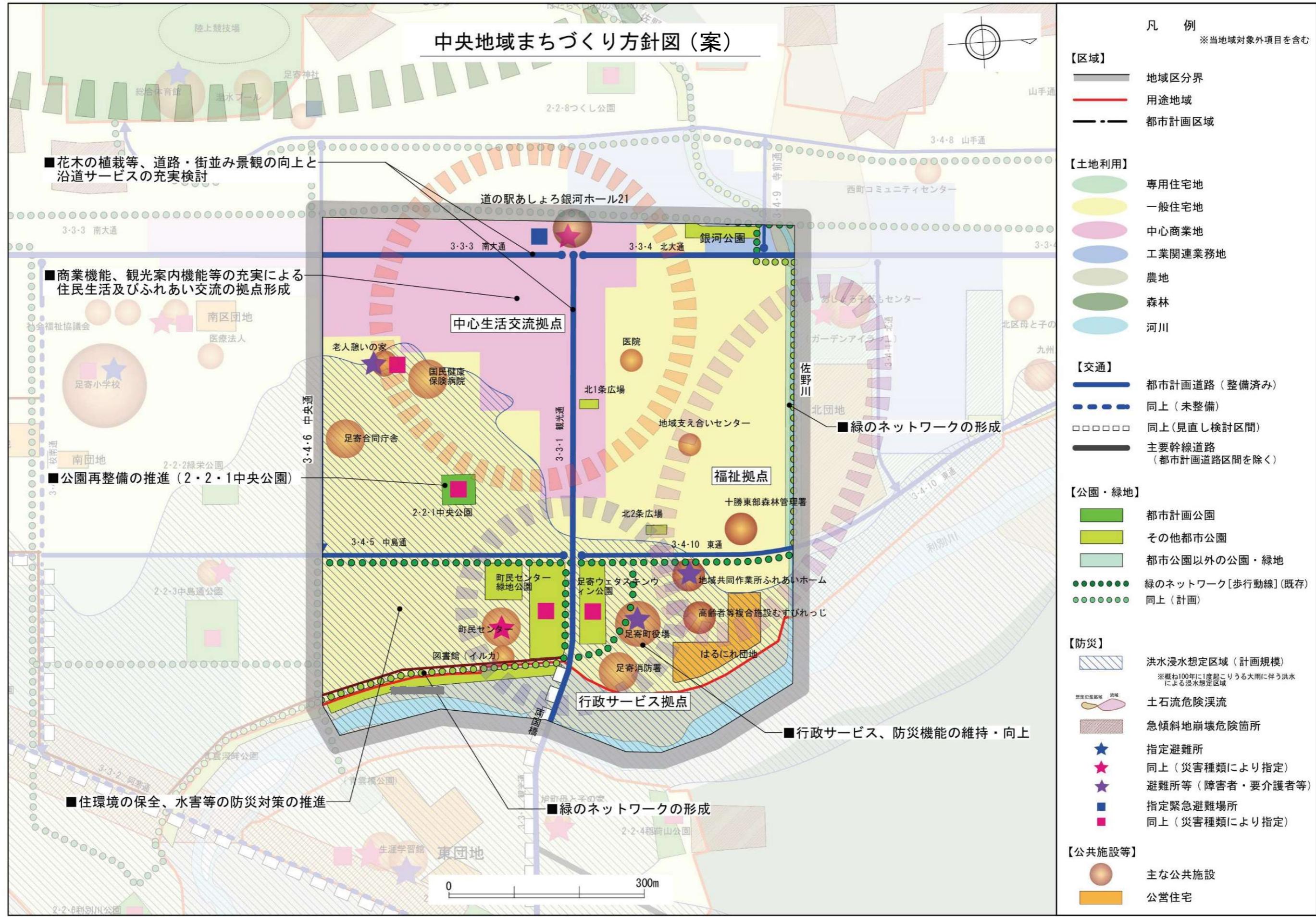


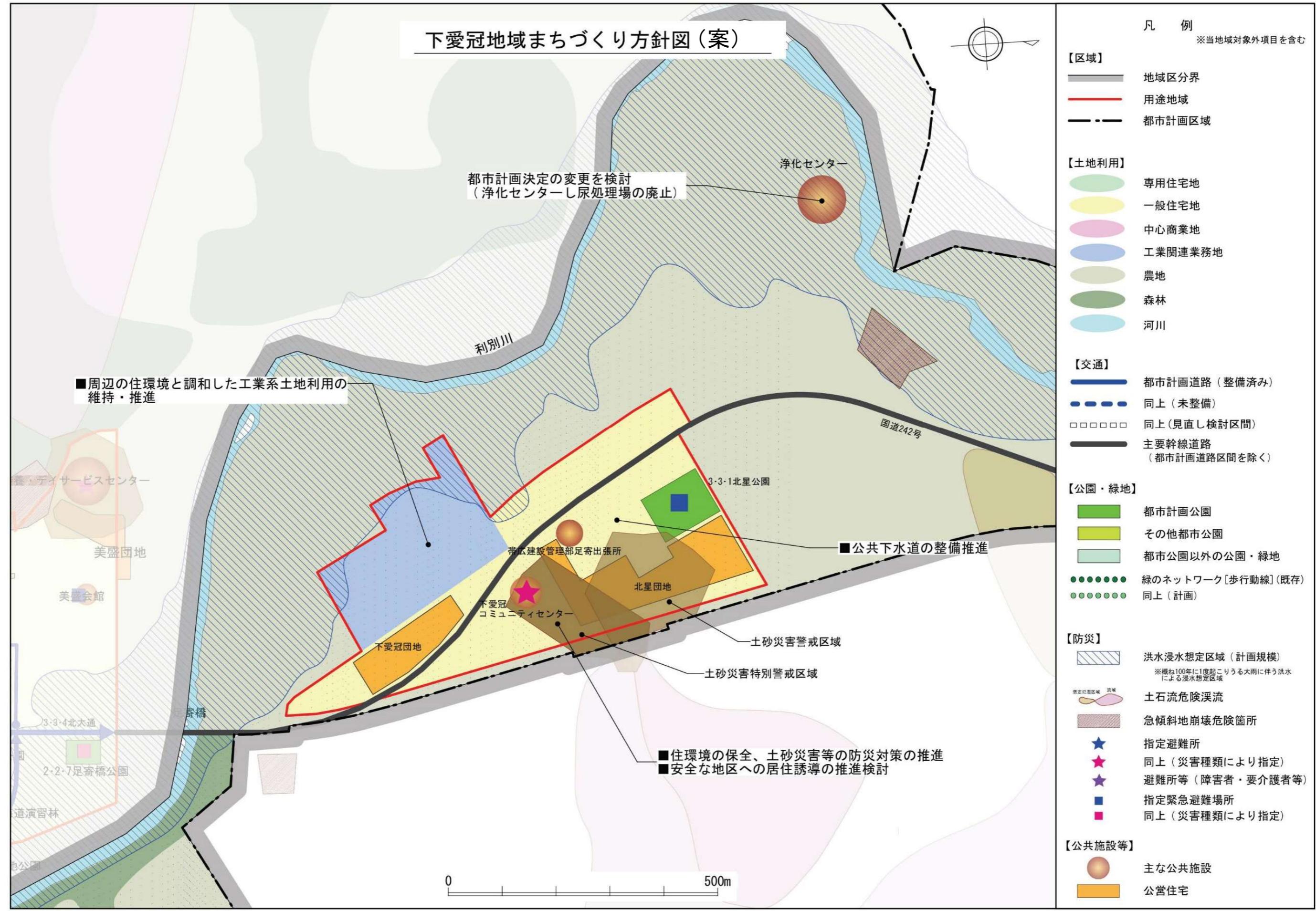


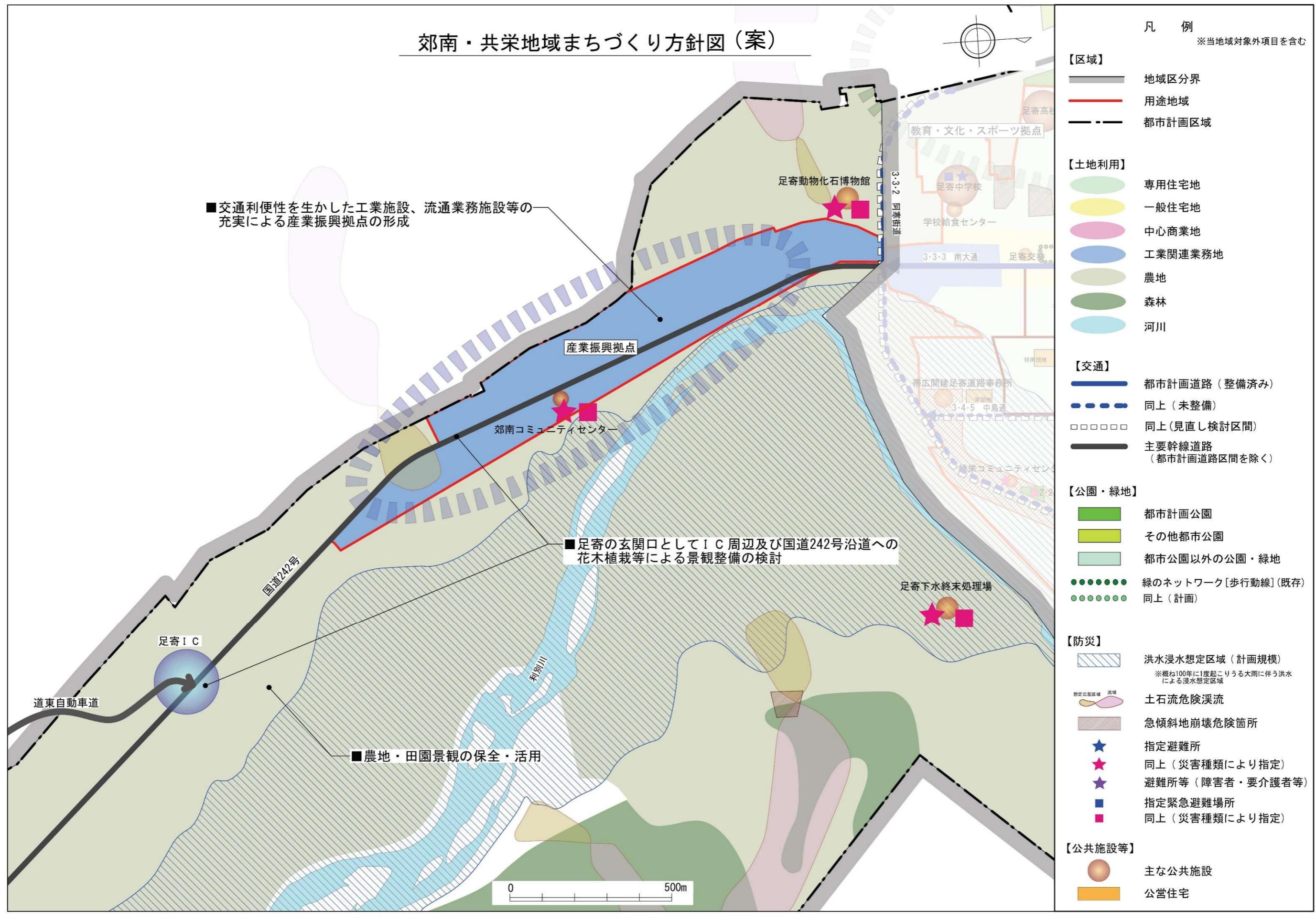


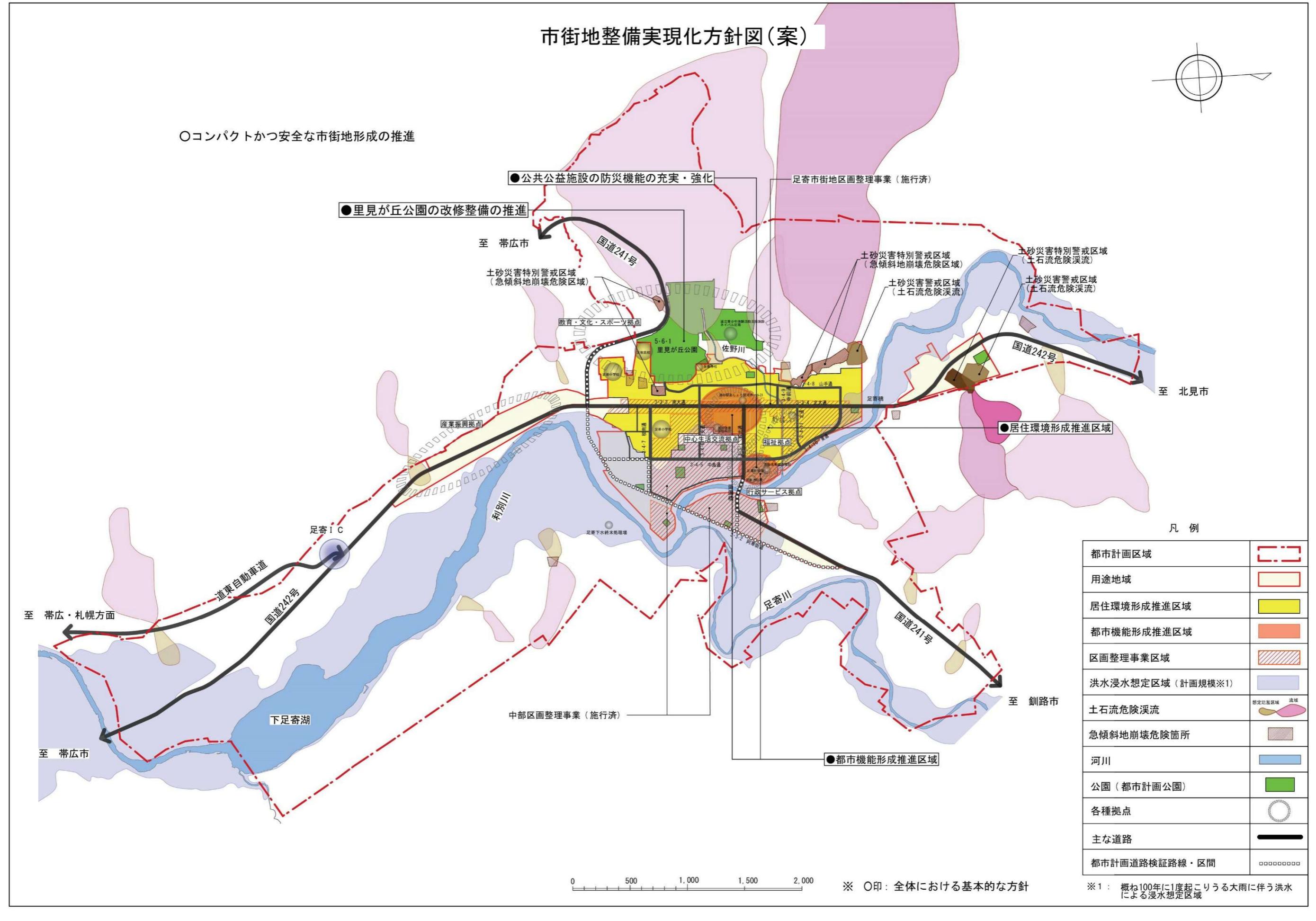












足寄町都市計画マスタープラン（案）への 意 見 提 出

提出日：令和元年 月 日

① 住 所 (法人その他の団体の場合は所在地)	
② 氏 名 (法人その他の団体の場合は名称及び担当者氏名)	
③ 電 話	
④ 電子メール	

案 件 名	足寄町都市計画マスタープランの見直し策定について
該当項目等(○ページ○行目)	「都市マス案」に対するご意見・記入欄

- 1.提出期限 令和元年12月20日（金）まで
- 2.意見の提出先 〒089-3797 足寄郡足寄町北1条4丁目48番地
足寄町役場 建設課 建設室 管理・都市計画担当
電話 0156-25-2141（内線372）